みかなで守るう選挙のルール

💢 政治家の寄附は禁止! 💢 有権者が政治家に寄附を求めることも禁止!

政治家が選挙区内の人に、お金や物を贈ることは**法律で禁止**されています。また、有権者が政治家に対して寄附を求めることも **法律で禁止**されています。

例えば、このようなことは禁止されています









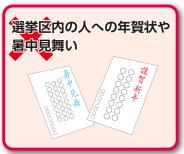


















🧱 彩の国埼玉県 埼玉県選挙管理委員会·市区町村選挙管理委員会

